

VOL.4 (令和元年(2019年)5月発行)

トピックス 横断幕・バナーフラッグを設置しました。

つくば市民や来訪者の方々に大臣会合の開催を知っていただくため、つくば市内の幹線道路の歩道橋に横断幕を設置するとともに、つくば国際会議場からTXつくば駅までのペDESTリアンデッキや市内のTX各駅前ロータリーにバナーフラッグを設置しました。



【横断幕】



【バナーフラッグ】

報告レポート デジタル経済分野の作業部会でおもてなし事業を実施しました。

3月18日(月)、19日(火)の2日間、都内にてデジタル経済分野の作業部会(第2回)が開催されました。作業部会は、本会合に向けた実務者レベルの会議で、協議会として夕食会等での県産食材の使用を提案したほか、コーヒープレイク時に県産菓子の提供を行う等の「おもてなし事業」を実施いたしました。

- メニュー(一部)
 県産レンコンのピクルスと白身魚のエスカベッシュ、つくば鶏のタンドリー風ミックスピーズ、常陸牛のロースト おろしレモン醤油と山葵、県産米を使ったシーフードパエリア、県産ミニにんじんと彩りグリン野菜、県産鱈のムニエルと小エビのソテー レモンバターソース、つくば美豚のステーキ ビーツ入りポテトピュレ 茸ソース、県産いちごと旬のフルーツ盛り合わせ、常陸秋そば など
- 県産菓子
 栗やメロンなどを使用した菓子

その他 G20を応援する「サポート事業」の応募がありました。

歓迎機運の醸成を図る取り組みや、大臣会合のテーマである「自由貿易の推進、AI、IoT等の革新的技術」に対する関心を喚起し、理解を深めることを目的として、団体等の自主的な取り組みを募集しています。応募のあった事業のうち、3月に実施された事業を紹介します。

- ★3月の応援事業★
- クリアファイルの配布
 (3月～6月、協力機関：茨城県農業協同組合中央会)
 - 子育て×サイエンスカフェ 「人の知恵と人口知能で作る子供の安全」
 (3月24日(日)、於：つくば市役所、協力機関：つくば市)
 - 歓迎看板の設置
 (3月28日(木)～6月9日(日)、於：TXつくば駅、協力機関：一般社団法人つくば観光コンベンション協会)

【発行元】 G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局
 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県庁4階
 電話 029-301-2855, ファックス 029-301-3909
 Email g20summit@pref.ibaraki.lg.jp



G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会通信 VOL.4
 2019年5月発行

発行：G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局

「令和」の時代が始まりました。新しい元号のもと、来月に迫ってまいりました大臣会合に向けて準備を進めております。残りわずかとなりましたが、会員の皆様方におかれましては、協議会事業へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。今回の協議会通信では、4月の出来事等を中心にお伝えいたします。ご覧いただければ幸いです。

報告レポート 貿易分野の作業部会でおもてなし事業を実施しました。

4月10日(水)、11日(木)の2日間、水戸市において貿易分野の作業部会(第2回)が開催されました。夕食会では県産食材がふんだんに使用された料理が提供されたほか、水戸の梅大使による茨城のPR、琴の演奏によるおもてなしを実施しました。夕食会において大井川知事から見ごろを迎えていた千波湖の桜を紹介したところ、個別に桜を鑑賞してかけた参加者がいらっしゃいました。

- メニュー(一部)
 大洗産キハダマグロの炙り焼き 岩海苔風味、県産二色のパプリカのムース カニ風味、県産春野菜のバーニャカウダー、ペビーリーフと大洗産シラスのサラダ ニース風、常陸の輝きの冷製じゃぶじゃぶ ゴマクリームソース、奥久慈蒟蒻と県産野菜の洋風けんちんスープ、水戸特産「柔甘ネギ」とホタテ貝柱のグラティネ、筑波鶏のスパイシー焼き 白インゲン豆のカスレ添え、常陸牛背肉の鉄板焼き 温野菜添え、県産苺のスイーツ



報告レポート デジタル経済分野の作業部会でおもてなし事業を実施しました。

5月8日(水)、9日(木)の2日間、つくば市においてデジタル経済分野の作業部会(第3回)が開催されました。昼食会では上記の貿易分野の作業部会と同様、県産食材がふんだんに使用された料理が提供されたほか、4K画質の茨城PR動画(絶景茨城)も上映されました。また、ユネスコ文化遺産であり国指定の伝統的工芸品である結城紬の着付け体験が結城市「着楽会」の協力で実施されました。

- メニュー(一部)
 常陸牛ローストビーフ、じゃぶじゃぶ(常陸牛・常盤沖産ヒラメ)、県産野菜とレンコンのサラダ、常陸秋そば、県産フルーツ盛り合わせ(イバラキングなど)、県産スキのソテー ウニと青のりのソース、県産フルーツマトとモッツアレラチーズのカプレーゼ、奥久慈卵と生ハムのブチサンド、ローズポークのオープン焼きとソーセージのグリル、県産野菜とシーフードのパエリア、江戸崎カボチャのプリン



● 裏面もご覧ください ●

報告レポート 首相官邸広報誌に大臣会合の情報が掲載されました。

日本政府・内閣府が発行する、官邸の対外的発信広報誌、「We Are Tomodachi 2019 春夏号」に、「貿易・デジタル経済大臣会合」の開催地として最先端技術が集積するつくばが紹介されました。



内閣府HP：
<https://www.japan.go.jp/tomodachi/index.html>

報告レポート 大臣会合において並木中等教育学校の生徒による提言が予定されています。

大臣会合において、並木中等教育学校の生徒による提言が予定されています。各国・国際機関代表者への提言策定に向けた取り組みとして、筑波大学の留学生と議論をしながら、本番に向け準備を進めています。



その他 「G20 参加国との交流プログラム」参加校を募集しています。

大臣会合開催の機会を活かし、次の世代に繋がる「レガシー」となる取組みとして、県内の小・中・高等学校、特別支援学校において、G20 各国の中の一国を選択し、その国について深く学習するとともに、当該国の大使館等との交流を後押しするプログラムの実施を計画し、参加する学校の募集を開始しました。
※募集期限：6月21日(金)

その他 G20 を応援する「サポート事業」の応募がありました。

歓迎機運の醸成を図る取組みや、大臣会合のテーマである「自由貿易の推進、AI、IoT等の革新的技術」に対する関心を喚起し、理解を深めることを目的として、団体等の自主的な取組みを募集しています。応募のあった事業のうち、4月及び5月に実施される事業を紹介します。

- ★4月及び5月の応援事業★
- つくばフェスティバル
(5月11日(土)~12日(日)、於：つくばセンター広場、協力機関：つくばフェスティバル実行委員会)
 - 令和元年 第1回産学官技術交流会
(5月20日(月)、協力機関：一般社団法人茨城研究開発型企業交流協会)
 - デジタルシティ TSUKUBA2019 「データを活用した持続可能な街づくりのために」
(5月17日(金)、於：つくばカピオホール、協力機関：つくば市)
 - ポスターの設置
(4月15日~21日・5月13日~19日、於：TX全駅、協力機関：首都圏新都市鉄道株)

【発行元】 G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県庁4階
電話 029-301-2855, ファックス 029-301-3909
Email g20summit@pref.ibaraki.lg.jp



VOL.5 (令和元年(2019年)6月発行)

G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会通信 VOL.5 2019年6月発行

発行：G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局

おかげ様をもちまして大臣会合を成功裏のうちに終了することができました。G20 各国の大臣をはじめ代表団の皆様にも地元の対応を大変お喜びいただくことができました。これもひとえに会員の皆様方のご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。
今回の協議会通信では、5月の出来事を中心にお伝えいたします。ご高覧いただければ幸いです。

トピックス 第3回在日海外メディア向けツアーを開催しました。

最先端技術の集積や、豊富な農産物等を有する本県の魅力を、世界に発信するため、在日海外メディアを対象としたツアーを、5月23日(木)・24日(金)の2日間、つくば市周辺を訪問し、AIのスポーツ・介護分野での応用、未来の医療を支える新素材開発から宇宙ビジネスなど、地球規模の課題解決に貢献するつくば発の最先端技術の最前線についての取材と大井川知事へのG20 大臣会合への抱負等のインタビューをいただきました。

- 〈取材先〉
株式会社ミライセンス、株式会社ワープスペース、国立研究開発法人物質・材料研究機構、株式会社LIGHTz、PLIMES株式会社、筑波大学デジタルネイチャー研究室、知事インタビュー
〈参加メディア〉
8社10名(中国、ドイツ、インド、ベトナム、シンガポール、香港、日本の英字紙)



トピックス 「G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」オリジナルフレーム切手を発行しました。

5月27日(月)、G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合開催を記念して、日本郵便株式会社から、「G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」オリジナルフレーム切手セットが発売されました。
茨城県内の全郵便局で発行されました。



● 裏面もご覧ください ●

トピックス 県・市広報誌へ会合開催情報を掲載しました。

県広報誌「ひばり」及び市広報誌「広報つくば」5月号、6月号に大臣会合の情報を掲載しました。



3.2 開催までの取り組み

トピック つくばエクスプレス車両に開催広告等を設置しました。

つくば市民や来訪者の方々に大臣会合開催及び交通規制周知のため、つくばエクスプレスの車両に中吊り広告を、つくば駅に歓迎看板を設置しました。また、6月7日(金)、朝日、茨城、産経、毎日、読売新聞に広告を掲載しました。



各紙へ掲載した広告記事

トピックス つくばサイエンスハッカソンが開催されました。

大臣会合に向け、つくばの科学技術や文化の発信として、科学技術と芸術を融合させたメディアアート「つくばサイエンスハッカソン」が開催され、制作された作品を5月10日(金)～19日(日)まで、さくら民家園にて展示が行われました。

報告レポート テロ対策訓練を実施しました。

警備、救急医療、災害対応等、危機管理対応について県内関係機関と連携し、万全な体制で会合成功に向けた準備を行いました。

5月20日(月)には、大臣会合会場で何者かが不審物を散布し、負傷者が出ているという想定で訓練を実施しました。



その他 G20 歓迎レセプション書道パフォーマンス作品の展示をしています。

6月7日のG20 歓迎レセプションで書かれた水戸葵陵高校の書道パフォーマンス作品と水戸工業高校のジャズバンド演奏風景の展示を、県庁2階県民ホールにて7月12日(金)まで実施しています。



【発行元】 G20 茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県庁4階
電話 029-301-2855, ファックス 029-301-3909
Email g20summit@pref.ibaraki.lg.jp



(3) G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、2019年に茨城県つくば市で行なわれるG20貿易・デジタル経済大臣会合(以下「大臣会合」という。)の成功を期するため、官民一体となった茨城県全体の受け入れ体制を確立し、支援・協力を行うとともに、心のこもったおもてなしの提供や、大臣会合の機会を捉えて、世界に向けた本県の魅力を発信し、本県の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大臣会合に対する支援、協力及び受け入れに向けた準備の推進に関すること
- (2) 各国の要人等へのおもてなしに関すること
- (3) 海外に向けた茨城の様々な魅力発信に関すること
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(会員)

第4条 協議会は、別表の会員をもって構成する。

2 会長は、必要と認めるとき、協議会に新たな会員を参加させることができる。

(役員)

第5条 会長は、茨城県知事をもって充てる。

2 副会長は、つくば市長をもって充てる。

3 監事は、総会の承認を得て、会員の中から会長が委嘱する。

(役員等の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 会長は、必要に応じて協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、協議会の目的達成に必要な助言を行う。

3 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3.2 開催までの取り組み

(会議の種類)

- 第8条 協議会に総会を置く。
- 2 会長は、協議会の目的を推進するために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
 - 3 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(総会)

- 第9条 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
- (1) 協議会活動に係る基本方針に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算、決算に関すること。
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他第2条の目的の達成に必要なと認められること。
- 2 総会は、会長が必要に応じ召集し、これを主宰する。
 - 3 総会の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決定する。

(会長の専決処分)

- 第10条 会長は、総会の権限に属する事項で、軽易なもの、又は総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

(事務局)

- 第11条 協議会の事務を処理するため、茨城県営業戦略部に事務局を置く。
- 2 事務局長は、茨城県営業戦略部長とし、会長の命を受けて事務を総括する。

(財務)

- 第12条 協議会の運営に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第13条 協議会の予算は、総会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならぬ。

(解散)

- 第14条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

(補則)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- この規約は、平成30年8月2日から施行する。

茨城県
つくば市
茨城県警察本部
茨城県議会
つくば市議会
一般社団法人茨城県医師会
一般社団法人茨城県観光物産協会
一般社団法人茨城研究開発型企業交流協会
茨城県酒造組合
公益財団法人茨城県中小企業振興公社
茨城県農業協同組合中央会
一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会
一般社団法人茨城県バス協会
一般社団法人茨城県病院協会
茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合
茨城産業会議
国立大学法人茨城大学
首都圏新都市鉄道株式会社
株式会社常陽銀行
全国農業協同組合連合会茨城県本部
一般社団法人つくば観光コンベンション協会
国立大学法人筑波技術大学
株式会社筑波銀行
一般社団法人つくばグローバル・イノベーション推進機構
つくば市区会連合会
国立大学法人筑波大学
一般財団法人つくば都市交通センター
日本貿易振興機構茨城貿易情報センター
東日本高速道路株式会社関東支社

3.2 開催までの取り組み

(4) G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会 名簿

令和元年(2019年)6月30日時点

【構成員】

所 属	職	氏 名
茨城県	知事 (協議会会長)	大井川 和彦
つくば市	市長 (協議会副会長)	五十嵐 立青
茨城県警察本部	警備部長	遠藤 恵一
茨城県議会	議長	川津 隆
茨城県議会	議員	鈴木 将
茨城県議会	議員	田村 けい子
茨城県議会	議員	塚本 一也
茨城県議会	議員	星田 弘司
つくば市議会	議長	神谷 大蔵
一般社団法人茨城県医師会	会長	諸岡 信裕
一般社団法人茨城県観光物産協会	会長	大井川 和彦
一般社団法人茨城研究開発型企業交流協会	代表理事	仁衡 琢磨
茨城県酒造組合	理事長	廣瀬 淳一
公益財団法人茨城県中小企業振興公社	理事長	宇野 善昌
茨城県農業協同組合中央会	会長	佐野 治
一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	会長	金塚 功
一般社団法人茨城県バス協会	会長	松上 英一郎
一般社団法人茨城県病院協会	会長	諸岡 信裕
茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	吉岡 昭文
茨城産業会議	議長	阿部 真也
国立大学法人茨城大学	学長	三村 信男
首都圏新都市鉄道株式会社	代表取締役社長	柚木 浩一
株式会社常陽銀行	取締役頭取 (協議会監事)	笹島 律夫
全国農業協同組合連合会茨城県本部	県本部長	鴨川 隆計
一般社団法人つくば観光コンベンション協会	会長	五十嵐 立青
国立大学法人筑波技術大学	学長	石原 保志
株式会社筑波銀行	代表取締役頭取 (協議会監事)	藤川 雅海
一般社団法人つくばグローバル・イノベーション推進機構	理事長	住川 雅晴
つくば市区会連合会	会長	小原 正彦
国立大学法人筑波大学	学長	永田 恭介
一般財団法人つくば都市交通センター	理事長	茂木 貴志
日本貿易振興機構茨城貿易情報センター	所長	木ノ本 知弘
東日本高速道路株式会社関東支社	谷和原管理事務所長	宮野 敏雄

【顧問】

所 属	氏 名
衆議院議員	青山 大人
衆議院議員	浅野 哲
衆議院議員	石井 啓一
衆議院議員	石川 昭政
衆議院議員	梶山 弘志
衆議院議員	神田 裕
衆議院議員	国光 あやの
衆議院議員	田所 嘉徳
衆議院議員	永岡 桂子
衆議院議員	中村 喜四郎
衆議院議員	額賀 福志郎
衆議院議員	葉梨 康弘
参議院議員	石井 章
参議院議員	岡田 広
参議院議員	郡司 彰
参議院議員	上月 良祐
参議院議員	藤田 幸久

3.2 開催までの取り組み

(5) G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会(以下「協議会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)の組織及び事務の取扱いについて、G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会規約(以下「規約」という。)第15条の規程に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び職員)

- 第2条 事務局に、規約第11条第2項に定める事務局長のほか、事務局長代理、事務局次長(財務担当)、事務局次長(事業担当)及び書記を置く。
- 2 事務局長代理は、茨城県営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チームリーダーをもって充てる。
- 3 事務局次長(財務担当)は、茨城県営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チーム副参事をもちて充てる。
- 4 事務局次長(事業担当)は、茨城県営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チームグループリーダーをもって充てる。
- 5 書記は、事務局長が任免する。
- 6 第1項に定める職員のほか、必要に応じ、事務局に嘱託職員及び臨時職員を置くことができる。

(職務)

- 第3条 事務局長代理は、事務局長の事務を代理する。
- 2 事務局次長(財務担当)は、事務(財務関係)を整理し、事務局長を補佐する。
- 3 事務局次長(事業担当)は、事務(事業関係)を整理し、事務局長を補佐する。
- 4 書記は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(会長の決裁事項)

- 第4条 G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会会長(以下「会長」という。)の決裁を要する事項は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 総会の開催及び総会に付議すべき議案の決定
- (2) 協議会の事業の実施において特に重要な事項の決定

(事務局長の専決事項)

- 第5条 事務局長は、会長の決裁を要しない次の各号に掲げる事項を専決するものとする。
- (1) 協議会の運営及び事業の執行に関する事項
- (2) 協議会の収入及び支出に関する事項

(代決)

第6条 会長又は事務局長が不在のときは、次表に掲げる決裁区分に応じ、第1順位者が代決し、第1順位者も不在のときは、第2順位者が代決するものとする。

決裁区分	第1順位者	第2順位者
会長	事務局長	事務局長代理
事務局長	事務局長代理	事務局次長(財務担当)

(会計責任者)

第7条 協議会の会計責任者は、事務局長とする。

(会計の方法)

- 第8条 収入の決議は、収入決議票(様式第1号)により行うものとし、収入を確認したときは、収入経理簿に記録、整理するものとする。
- 2 支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議票(様式第2号)に関係する書類を添えて決議するものとする。
- 3 支出の決議は、支出決議票(様式第3号)により行うものとし、支出を行ったときは、支出経理簿に記録、整理するものとする。
- 4 現金は、次に掲げるところにより事務局長の印をもって預金して管理するものとし、当該預金通帳は、事務局次長(財務担当)が保管するものとする。

金融機関名	常陽銀行県庁支店
口座種別	普通預金
口座番号	1327827
口座名義	G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会 事務局長 堀江 英夫

(契約の取扱い)

第9条 協議会が事業の執行に伴い契約を締結する場合の取扱いについては、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第6章の規程の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合はこの限りでない。

3.2 開催までの取り組み

(物品等の管理)

第10条 備品その他の物品等については、台帳受払簿に記録整理することにより、適正に管理を行うものとする。ただし、事務用品等の消耗品については、当該記録を省略することができる。

(旅費の支給)

第11条 協議会の業務のため出張した者には、旅費を支給することができる。この場合において、支給すべき当該旅費の額は、職員の旅費に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)の規程を準用して計算した額とする。

(決算)

第12条 協議会の会計の決算をするに当たっては、事務局長は、決算案を作成し、会長に提出するものとする。

(会計関係書類の保存期間)

第13条 会計関係書類の保存期間は、5年とする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び事務の取扱いに関し必要な事項は、事務局長が定める。

付 則

この規程は、平成30年8月2日から施行する。
この規程は、平成30年11月1日から施行する。

(6) G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合におけるおもてなし運営業務

G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合において、本県が誇る食材を使った料理や伝統・文化の披露など心のこもったおもてなしを行い、各国要人を歓迎するため、企画提案を募集し、G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局に設置する選定委員会において審査を行い、受託者を決定した。

1 公募スケジュール

①初回

日 程	内 容
平成31年(2019年)3月7日(木)	執行伺い
平成31年(2019年)3月12日(火)	募集開始
平成31年(2019年)3月18日(月)	質問締切
平成31年(2019年)3月20日(水)	質問回答
平成31年(2019年)3月25日(月)	企画提案書提出期限

※応募件数0件のため、再公募を実施した。

②再公募

日 程	内 容
平成31年(2019年)4月4日(木)	募集開始
平成31年(2019年)4月9日(火)	質問締切
平成31年(2019年)4月11日(木)	質問回答
平成31年(2019年)4月15日(月)	企画提案書提出期限
平成31年(2019年)4月18日(木)	選定委員会開催
平成31年(2019年)4月19日(金)	審査決定通知
平成31年(2019年)4月25日(木)	契約

3.2 開催までの取り組み

2 応募件数

1件

3 選定委員会

	役職等
委員長	G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局長
副委員長	G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局長代理
委員	G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局長次長(財務担当)
委員	G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局長次長(事業担当)
委員	G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進本部おもてなしPTチーム長(営業戦略部販売流通課長)
委員	つくば市政策イノベーション部長

4 受託者

日本コンベンションサービス(株)

(7) G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会事務局

協議会事務局は茨城県営業戦略部グローバル戦略チーム内に設置した。

1 設置日

平成30年(2018年)8月2日(木)

2 設置場所

茨城県営業戦略部グローバル戦略チーム内

(平成30年(2018年)11月1日(木)に営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チームが新設された後は、同チームが担当)

3 体制 ※令和元年(2019年)6月8日(土)時点

役職	備考
事務局長	1名
事務局長代理	1名
次長	財務担当1名、事業担当1名
書記	7名

4 事務局員一覧 ※令和元年(2019年)6月8日(土)時点

役職	備考
事務局長	堀江 英夫(茨城県営業戦略部長)
事務局長代理	山岸 浩一(茨城県営業戦略部次長兼G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チームリーダー)
事務局次長(財務担当)	小松 英雄(茨城県営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チーム副参事)
事務局次長(事業担当)	石川 裕之(茨城県営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チームグループリーダー)
事務局書記	福島 健太郎(株式会社常陽銀行より派遣)
事務局書記	谷津 陽一(株式会社筑波銀行より派遣)
事務局書記	市岡 秀章(茨城県営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チーム主査)
事務局書記	皆川 さおり(茨城県営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チーム係長)
事務局書記	登坂 文貴(茨城県営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チーム係長)
事務局書記	益子 達也(茨城県営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チーム主事)
事務局書記	櫻井 亮輔(茨城県営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チーム主事/つくば市より研修生として配属)

3.2 開催までの取り組み

5 人数の変遷

時期	平成30年(2018年) 8月2日 (木)	平成30年(2018年) 9月1日 (土)	平成30年(2018年) 10月1日 (月)	平成30年(2018年) 11月1日 (木)	平成30年(2018年) 12月1日 (土)	平成31年(2019年) 4月1日 (月)	平成31年(2019年) 4月22日 (月)	令和元年(2019年) 5月27日 (月)	令和元年(2019年) 6月17日 (月)	令和元年(2019年) 7月1日 (月)	
協議会	事務局長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	事務局長代理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	次長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	書記	2	2	5	5	5	7	7	7	7	1
	茨城県職員	2	2	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)	1
民間企業より派遣	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	
合計	6	6	9	9	9	11	11	11	11	5	
茨城県営業戦略部 グローバル戦略チーム(G20貿易デジタル経済大臣会合推進チーム)兼務	0	3	3	8	8	8	10	9	8	0	
合計	6	9	12	17	17	19	21	20	19	5	

※ () は、つくば市より派遣研修生として配属された職員の人数

6 事務局執務室の変遷

時期	変遷
誘致段階	茨城県庁4階国際課が対応
平成30年(2018年)4月1日(日)	組織改正により茨城県庁4階営業戦略部グローバル戦略チームが対応
平成30年(2018年)8月2日(木)	茨城県庁4階営業戦略部グローバル戦略チーム内に設置
平成30年(2018年)11月1日(木)	組織改正により茨城県庁4階営業戦略部G20貿易・デジタル経済大臣会合推進チーム内に移転
平成31年(2019年)1月7日(月)	サテライトオフィス使用開始(つくば保健所2階大会議室)
令和元年(2019年)6月21日(金)	サテライトオフィス撤収
令和元年(2019年)7月1日(月)	組織改正により茨城県庁4階営業戦略部グローバル戦略チーム内に移転

(8) G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合推進協議会収支予算

令和元年(2019年)6月27日時点

1 収入の部

(単位:千円)

科目	項目	主な内容	予算額
負担金	茨城県負担金	負担金	48,035
	つくば市負担金	負担金	48,035
合計			96,070

2 支出の部

科目	項目	主な内容	予算額
事業費	開催支援	・警備体制、救急医療体制、災害対応等危機管理体制の検討・構築 ・街頭広告、啓発物品等各種媒体による事前広報及び歓迎機運の醸成 ・大臣会合に向けての連絡調整・協力体制の構築	19,870
	おもてなし	・歓迎行事等での県産食材の提供等 ・各国大臣・大使館視察等の受け入れ	38,000
	魅力発信	・海外への本県の魅力発信の企画・実施 ・最先端科学技術・ものづくり技術の展示等の企画・実施 ・未来を見据えた取組の実施	38,200
合計			96,070